

計算書類に対する注記

(法人全体用)

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産（リース資産を除く） 定額法
- ・無形固定資産（リース資産を除く） 定額法
- ・リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が会計基準移行日前のリース取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によ

ア 平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却計算を実施するための残存価額は取得価額の10%とし、耐用年数到来時においても使用し続けている有形固定資産については、さらに備忘価額（1円）まで償却することとしている。

イ 平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、償却計算を実施するための残存価額は零とし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却することとしている。

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 職員の退職金の支給に備えるため、（一財）大阪民間社会福祉事業従事者共済会が計算する当期末退職金要支給額を退職給付引当金として計上している。
- ・徴収不能引当金 徴収不能のおそれのある金銭債権については、過去の徴収不能割合に基づく徴収不能引当金のほか、個別に見積った徴収不能引当金を計上している。
- ・賞与引当金 職員の賞与の支給に備えるため、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を賞与引当金として計上している。

(3) 消費税等の処理

税込方式

2. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度及び（一財）大阪民間社会福祉事業従事者共済会の退職共済制度を採用している。

3. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（第一号第一様式(第十七条第四項関係)、第二号第一様式(第二十三条第四項関係)第三号第一様式(第二十七条第四項関係)）
- (2) 事業区分別内訳表（第一号第二様式(第十七条第四項関係)、第二号第二様式(第二十三条第四項関係)、第三号第二様式(第二十七条第四項関係)）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式(第十七条第四項関係)、第二号第三様式(第二十三条第四項関係)、第三号第三様式(第二十七条第四項関係)）
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式(第十七条第四項関係)、第二号第三様式(第二十三条第四項関係)、第三号第三様式(第二十七条第四項関係)）
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式(第十七条第四項関係)、第二号第三様式(第二十三条第四項関係)、第三号第三様式(第二十七条第四項関係)）
当法人では収益事業を実施していないため作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 特別養護老人ホームスリーハートの丘拠点（社会福祉事業）

「本部」

「特別養護老人ホームスリーハートの丘」

「ショートステイスリーハートの丘」

「デイホーム寺ヶ池スリーハートの丘」

「グループホームスリーハートの丘」

「デイホームスリーハートの丘」

「生計困難者に対する支援相談事業」

イ デイサービスふれあいの丘拠点（社会福祉事業）

「デイサービスセンターふれあいの丘」

「ケアプランセンターふれあいの丘」

「配食サービスセンターふれあいの丘」

「地域包括支援」

「介護予防支援」

「ショートステイふれあいの丘」

ウ 養護老人ホームふれあいの丘拠点（社会福祉事業）

「養護老人ホームふれあいの丘」

エ 特別養護老人ホームクローバーの丘拠点（社会福祉事業）

「特別養護老人ホームクローバーの丘」

- 「デイサービスセンタークローバーの丘」
- 「ショートステイクローバーの丘」
- 「ホームヘルプサービスクローバーの丘」
- オ 長野こども学園拠点（社会福祉事業）
- 「長野こども学園」
- カ あゆみ保育所拠点（公益事業）
- 「あゆみ保育所」

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	506,207,818	0	0	506,207,818
建物	2,152,429,826	66,108,900	127,944,025	2,090,594,701
合 計	2,658,637,644	66,108,900	127,944,025	2,596,802,519

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

6. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	479,956,641円
建物（基本財産）	1,590,363,300円
計	2,070,319,941円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりある。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	944,625,000円
計	944,625,000円

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物（基本財産）	3,431,981,471	1,341,386,770	2,090,594,701
建物	46,805,488	40,930,447	5,875,041
構築物	154,143,339	75,704,187	78,439,152
車輛運搬具	69,066,720	63,905,171	5,161,549
器具及び備品	160,472,245	115,707,201	44,765,044
有形リース資産	5,873,472	4,271,616	1,601,856
水道施設利用権	3,540,220	1,578,464	1,961,756
合 計	3,871,882,955	1,643,483,856	2,228,399,099

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

9. 関連当事者との取引の内容
該当なし

10. 重要な偶発債務
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け
該当なし

13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし